

自衛隊統合達第17号

防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）第39条第2項の規定に基づき、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する達を次のように定める。

令和4年5月30日

統合幕僚長 陸将 山崎 幸二

統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する達

統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における公益通報の対応並びに公益通報者の保護に関する達（平成20年自衛隊統合達第10号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における公益通報の対応

第1節 公益通報の受理等（第4条・第5条）

第2節 調査の実施（第6条―第9条）

第3節 是正措置等（第10条―第12条）

第3章 公益通報者の保護等（第13条―第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における公益通報の対応（公益通報を受け、並びに当該通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務を行うことをいう。以下同じ。）、公益通報者の保護等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、防衛省本省における公益

通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、当該各号に定めるものとする。

(1) 統幕職員等 訓令第2条第3号に規定する者のうち、次に掲げる者をいう。

イ 統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊の所属職員

ロ 統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊と取引契約関係にある企業の労働者

ハ ロに規定するものを雇用する事業者の役員

ニ イ、ロ及びハに規定する者であった者

(2) 統幕責任者 訓令第4条第2項に規定する統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における機関等公益通報責任者をいう。

(3) 通報対象事実 訓令第2条第5号に規定する通報対象事実のうち、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊において発生した通報対象事実をいう。

(4) 統幕窓口 訓令第6条第3項に規定する統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における機関等窓口をいう。

(5) 各部等 部、首席参事官、参事官、報道官、首席法務官、首席後方補給官、統幕学校又は自衛隊サイバー防衛隊をいう。

(統合幕僚監部公益通報管理者)

第3条 統幕責任者の監督の下、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務を総括する者を「統合幕僚監部公益通報管理者（以下「統幕管理者」という。）」という。

2 統幕管理者は、統合幕僚監部総務部長をもって充てる。

第2章 統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における公益通報の対応

第1節 公益通報の受理等

(統幕窓口における公益通報の受理等)

第4条 統幕窓口は、訓令第8条に基づき公益通報の受付及び受理を行う。この際、別紙様式第1により受理する旨又は受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報者の連絡先が不明な場合を除き、遅滞なく公益通報者に通知するとともに、公益通報処理状況を別紙様式第2に示す公益通報管理台帳（以下「管理台帳」という。）により整備するものとする。

(移送)

第5条 他の機関等窓口から移送を受けた場合は、別紙様式第1により公益通報者に通知するとともに、管理台帳に記録するものとする。

第2節 調査の実施

(調査の開始)

- 第6条 統幕窓口は、訓令第11条の規定に基づき統幕責任者が行う調査を開始するため、受理した公益通報について首席法務官及び関係各部等と協議し、調査の必要性、調査を担当する各部等及び調査要領等を検討し、統幕責任者に報告するものとする。
- 2 統幕責任者は、別紙様式第3により調査担当者を指定し、通報対象事実について直ちに調査を行うものとする。
- 3 統幕窓口は、別紙様式第4により調査を行うときは調査を行う旨及び着手の時期を、調査を行わないときはその旨及びその理由を、公益通報を受理してから20日以内に公益通報者に通知するとともに、管理台帳に記録するものとする。
- 4 調査担当者は、中間報告の回数・内容・時期等を定めて業務予定を作成し、公益通報受理後2週間以内に統幕管理者に報告するものとする。
- 5 調査担当者は、公益通報者から書面又は口頭で得られた情報について、首席法務官と協議の上、事実関係を調査するものとする。
- 6 調査担当者は、必要に応じて前項における調査に関する協力を関係する統幕職員等に求めることができる。

(調査結果の報告)

- 第7条 調査担当者は、調査終了後直ちに別紙様式第5により、調査結果を統幕責任者に報告するとともに、その写しを統幕窓口に送付するものとする。
- 2 統幕責任者は、別紙様式第6により、調査結果を防衛大臣に報告するとともに、その写しを防衛省公益通報管理者に通知する。

(調査結果等の公益通報者への通知)

- 第8条 統幕窓口は、訓令第15条の規定に基づき、調査の進捗状況及び結果について、別紙様式第7により、適宜公益通報者に通知するとともに、管理台帳に記録するものとする。

(調査委員会への協力)

- 第9条 訓令第12条の規定に基づき調査委員会が設置され、防衛省公益通報管理者から要請を受けた場合は、協力するものとする。

第3節 是正措置等

(是正措置等の実施)

- 第10条 統幕窓口は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やか

に、通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置及び再発の防止のために必要と認める措置（以下「是正措置等」という。）をとるため、首席法務官及び関係各部等と協議し、原因ごとに担当部等を検討し、統幕責任者に報告するものとする。

- 2 統幕責任者は、別紙様式第8により、是正措置担当者を指定するものとする。
（是正措置等の実施後の公益通報者への通知）

第11条 是正措置担当者は、是正措置等をとったときは、直ちにその旨を別紙様式第9により、統幕責任者に報告するとともに、統幕窓口はその写しを送付するものとする。

- 2 統幕窓口は、別紙様式第10により、当該是正措置等を直ちに公益通報者に通知するとともに、管理台帳に記録するものとする。
（是正措置等の実効性評価）

第12条 是正措置担当者は、是正措置等の実施後半年以内の適切な時期に、当該是正措置等が十分に機能しているか否かについて確認するものとし、新たに是正措置等をとる必要がある場合は、新たに是正措置等をとったときから半年以内に前条と同様に再度評価を実施するものとする。

第3章 公益通報者の保護等

（フォローアップの実施）

第13条 訓令第31条の規定により統幕責任者が行うフォローアップの実施期間は、原則として、公益通報の対応終了後2年間とする。ただし、フォローアップ期間中に公益通報者に対して不利益な取扱いがあった場合は、是正のために必要な措置をとるとともに、その時点から更に2年間フォローアップを実施するものとする。

（フォローアップの実施部署）

第14条 フォローアップの実施部署は、統合幕僚監部総務部人事教育課（以下「人事教育課」という。）とする。

- 2 フォローアップの実施部署は、統幕窓口からフォローアップに必要な情報の提供を受け、必要に応じて統幕窓口又は関係各部等の協力を得る。

（フォローアップの実施状況の報告等）

第15条 フォローアップの実施部署は、適宜、フォローアップの実施状況を、別紙様式第11により統幕責任者に報告し、統幕窓口の情報共有するものとする。

- 2 統幕責任者は、訓令第33条による防衛省公益通報管理者に対する通知を別紙様

式第12により、1月から6月までの期間に対応が終了した公益通報については同年10月までに、7月から12月までの期間に対応が終了した公益通報については翌年4月までに行うものとし、その後においても、適宜行うものとする。

(指定従事者)

第16条 統幕責任者は、訓令第34条の2の規定に基づき、別紙様式第13により、指定従事者を指定するものとする。

(関連文書の管理)

第17条 統幕責任者は、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達(平成4年自衛隊統合達第〇号)に基づき、公益通報に関連する文書の管理を適切に行うものとする。

2 公益通報の対応状況について、別紙様式第14により公益通報対応管理簿を備え管理する。

(職員の教育)

第18条 統幕責任者は、統幕職員等に対し、公益通報者保護制度及び不利益な取扱いが行われた場合の救済制度の周知徹底を図るものとする。

附 則

この達は、令和4年6月1日から施行する。

別紙様式第1（第4条、第5条関係）

統幕総第〇〇号

発簡年月日

公益通報受理（公益通報不受理）通知書

（公益通報者）様

統合幕僚監部総務部総務課長

令和 年 月 日付けで公益通報のありました件について、下記のとおり通知します。

記

- 1 受理の有無：受理する（受理しない）
- 2 受理日（不受理日及び不受理の理由）：令和 年 月 日（〇〇の理由により受理しない）
- 3 今後の流れ： 調査員を指定し、公益通報事実の調査を行う予定です。調査の開始後に改めて通知します。
- 4 その他： 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的でなく公益通報をした公益通報者に対し、公益通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いはありません。
公益通報に係る情報は適切に保護されます。
公益通報者からの情報流出によって公益通報者が特定されることを防ぐため、情報管理に十分留意して下さい。

別紙様式第2（第4条関係）

公益通報管理台帳

受付番号		公益通報受付年月日	(元号) 年 月 日
公益通報者氏名			
所 属			
連 絡 先	(住所) (Tel) (E-mail)		
通報対象事実の内容			
受理・不受理の別 (年月日)	受理・不受理 ((元号) 年 月 日)		
調査実施・未実施の別 (年月日)	実施・未実施 ((元号) 年 月 日)		
調査担当者 (指定年月日)	((元号) 年 月 日)		
調査結果概要			
調査終了年月日	(元号) 年 月 日		
是正措置年月日	(元号) 年 月 日		
是正措置の概要			

別紙様式第3（第6条関係）

統幕総第〇〇号

発簡年月日

〇〇部長（官） 殿

統合幕僚長

公益通報に係る調査担当者の指定について（通達）

標記について、（元号） 年 月 日付け受付番号： の公益通報について、下記のとおり調査担当者として指定する。

記

1 公益通報内容

2 受理年月日

別紙様式第4（第6条関係）

統幕総第〇〇号

発簡年月日

調査実施（調査不実施）通知書

（公益通報者）様

統合幕僚監部総務部総務課長

公益通報に係る調査の実施について（通知）

公益通報受理通知書（令和 年 月 日付け文書番号）で通知しました件について、（令和 年 月 日から調査を行う・〇〇の理由により調査を行わない）こととしましたので通知します。

調査は、令和〇年〇月頃まで実施する予定ですが、調査の状況により、調査完了時期が変更する可能性があります。

調査完了後、所要の手続を経て調査結果を通知します。

公益通報者に対する公益通報したことを理由とした不利益な取扱いは禁止されています。公益通報したことを理由とした不利益な取扱いが行われた場合には、内部窓口までご相談ください。

別紙様式第5（第7条関係）

統幕総第〇〇号

発簡年月日

統合幕僚長 殿

〇〇部官（官）

公益通報に係る調査の結果について（報告）

標記について、（元号） 年 月 日付け受付番号： の公益通報について、下記のとおり報告する。

記

- 1 公益通報内容
- 2 受理年月日
- 3 調査結果の内容

別紙様式第6（第7条関係）

統幕総第〇〇号

発簡年月日

防衛大臣 殿

統合幕僚長

公益通報に係る調査の結果について（報告）

標記について、（元号） 年 月 日付け受付番号： の公益通報について、下記のとおり報告する。

記

- 1 公益通報内容
- 2 受理年月日
- 3 調査結果の内容

写送付先：大臣官房長（防衛省公益通報管理者）

調査結果（調査進捗状況）通知書

（公益通報者）様

統合幕僚監部総務部総務課長

調査実施通知書（令和 年 月 日付け文書番号）で通知しました件について、（令和 年 月 日に調査が終了しましたので調査結果・令和 年 月 日現在の調査進捗状況・令和 年 月 日現在の調査完了時期）を下記のとおり通知します。

記

1 調査結果（調査進捗状況・変更後の調査完了時期及び変更した理由）の内容

2 公益通報者へのフォローアップ

公益通報者に対する公益通報したことを理由とした不利益な取扱いは禁止されています。公益通報したことを理由とした不利益な取扱いが行われた場合には、内部窓口（外部窓口）までご相談ください。

別紙様式第8（第10条関係）

統幕総第〇〇号

発簡年月日

〇〇部長（官） 殿

統合幕僚長

公益通報に係る是正措置担当者の指定について（通達）

標記について、（元号） 年 月 日付け受付番号： の公益通報について、下記のとおり是正措置担当者として指定する。

記

- 1 公益通報内容
- 2 受理年月日
- 3 調査の概要

別紙様式第9（第11条関係）

統幕総第〇〇号

発簡年月日

統合幕僚長 殿

〇〇部長（官）

通報対象事実に係る是正措置について（報告）

標記について、（元号） 年 月 日付け受付番号： の公益通報について、下記のとおり是正措置を実施したので報告する。

記

- 1 公益通報内容
- 2 受理年月日
- 3 調査の概要
- 4 是正措置の概要

写送付先：総務部総務課長

別紙様式第10（第11条関係）

統幕総第〇〇号

発簡年月日

是正措置等通知書

〇〇 〇〇 殿

統合幕僚監部総務部総務課長

調査結果通知書（令和 年 月 日付け文書番号）で通知しました件について、令和 年 月 日に下記のとおり（是正措置等・新たな是正措置等）をとりましたので通知します。

記

是正措置等（新たな是正措置等）の内容

別紙様式第11（第15条関係）

統幕人教第〇〇号

発 簡 年 月 日

統合幕僚長 殿

統合幕僚監部総務部人事教育課長

公益通報者に係るフォローアップの実施状況について（報告）

標記について、（元号） 年 月 日付け受付番号： の公益通報について、下記のとおり報告する。

記

1 公益通報内容

2 受理年月日

3 実施状況

- (1) 公益通報者に対し、公益通報をしたことを理由とした不利益な取扱い及び嫌がらせの事実の有無を確認（以下「確認」という。）を行った日付
- (2) 確認の結果
- (3) 確認の結果、不利益な取扱いが行われていることが判明した場合において、当該不利益な取扱いを是正するための措置をとったときはその内容

別紙様式第12（第15条関係）

統幕人教第〇〇号

発簡年月日

大臣官房長 殿

統合幕僚長

公益通報者に係るフォローアップの実施状況について（通知）

標記について、（元号） 年 月 日付け受付番号： の公益通報について、下記のとおり通知する。

記

1 公益通報内容

2 受理年月日

3 実施状況

(1) 公益通報者の氏名及び所属

(2) 公益通報をしたことを理由とした不利益な取扱い及び嫌がらせの事実の有無の確認（以下「確認」という。）を行った日付

(3) 確認の結果

(4) 確認の結果、不利益な取扱いが行われていることが判明した場合において、当該不利益な取扱いを是正するための措置をとったときはその内容

別紙様式第13（第16条関係）

統幕総第〇〇号

発簡年月日

〇〇 〇〇 殿

統合幕僚長

指定従事者の指定について

貴殿を防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）第34条の2第1項に規定する指定従事者に指定しました。指定従事者の指定期間は、別に示す場合を除き、人事発令等により命ぜられた職務に従事する期間に限ります。

従事者は、公益通報者保護法第12条に定める守秘義務を負い、公益通報者を特定させる情報を漏洩させた場合には、同法第21条により刑事罰が科されるおそれがあります。

公益通報者保護法（抄）（平成16年法律第122号）

（公益通報対応業務従事者の義務）

第12条 公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であつて公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

第21条 第12条の規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は、30万円以下の罰金に処する。

